

秋田地方最低賃金審議会
令和5年度第2回 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和5年9月28日(木) 14:57~15:40

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者 公 益 委 員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (2) 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に当たっての基本的な考え方と金額審議について
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局より配付資料、労働者側参考人及び使用者側参考人から提出のあった意見書について説明がなされた。
- (2) 労働者側代表委員及び使用者側代表委員から基本的な考え方が述べられ、引き上げ金額の提示がなされた。

<労働者側委員基本的な考え方と提示金額>

自動車産業は広範な関連産業を持ち、日本経済や雇用確保に大きく貢献する基幹産業であることは秋田県内でも同様である。秋田県における人口減少は著しく、少子高齢化が加速している中で、自動車産業を支えているのは、そこで働く「人」であり自動車産業を中長期的に維持・向上させ続けるためには「付加価値生産性」すなわち「労働の質の高さ」に相応しい労働条件を実現し、働く人の意欲・活力を高めていくことが必要不可欠である。若い活力のある優秀な人材の流出を防ぐためにも特定最低賃金を着実に向上させていくことは、労使の責任である。その責任と役割を果たすため、引き上げ額23円、時間額961円を提示する。

<使用者側委員基本的な考え方と提示金額>

日本は長年、自動車産業において国際的に高い業績を維持してきたが、近年は半導体チップ不足により生産不振に直面している。自動車業界を成長させるためには、多角化を推進し、電気自動車や生産規模拡大といったトレンドを正確に把握することが重要である。電気自動車の普及促進は従来の自動車と異なる生産工程を必要とし、自動車生産に大きな影響を与えることが予想されるが、悪影響を回避しながら戦略を調整することが重要となる。自動車業界が激変の波にさらされている中で、引き上げ額23円、時間額961円を提示する。

- (3) 基本的な考え方に基づく金額提示において、労働者側と使用者側の合意が見られ、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金について、23円引き上げて時間額を961円とすることで全会一致で結審したことから、審議会令第6条第5項を適用し、本専門部会の決議をも

って秋田地方最低賃金審議会の決議とし、秋田労働局長に答申した。

- (4) 事務局から後日答申内容の記者発表を行い、他の特定最低賃金と同一日に統一して発効する予定である旨説明がなされた。